

# 令和7年度に太子町立学校にて発生したいじめ事案に関する調査報告書（公表版）

令和7年12月1日

太子町教育委員会

## 1 調査概要

令和7年5月下旬、町立学校（以下、学校）に在籍するAが使用していた携帯電話内の画像を、Bが無断で動画撮影し、さらにその動画を他の児童生徒に送信・拡散されたとの訴えを学校がAの保護者から受けたことを端緒とする。学校から報告を受けた太子町教育委員会は本件をいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「生命・心身・財産に関わる重大事態」として調査を行うべき案件と判断し、令和7年7月22日付で太子町長に報告し、同日付で学校主体調査をおこなうことを決め、学校に調査委員会の設置を指示した。

## 2 調査の経過

学校は、町教育委員会の指示のもと、校内に「いじめ対策委員会（調査委員会）」を設置した。調査委員会は、校長を委員長とし、教頭、教職員に加え、町教育委員会事務局の指導主事2名を外部委員として構成した。学校は令和7年7月30日から9月12日にかけて、関係児童生徒・保護者への聞き取り調査および校内記録の精査を、外部調査委員は学校の本件への対応に関して教職員への聞き取り調査および、校内記録の精査をおこなった。

### 【調査の目的】

目的は、Aの保護者との事前確認に基づき以下の通りである。

- ①本調査は、事実関係を明らかにし、今回と同種の事態の再発防止策を検討・提案するために行うもので、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではないこと
- ②教育的な観点から、学校の事案対応の経緯を確認のうえ、その問題点やより良いあり方を検証することを中心とし、その限りにおいて「いじめ」の有無や「いじめ」が起こった原因・理由を明らかにすること
- ③今後、学校においてAのケアを行うために必要な方策、取組みを検討・提案すること

## 3 認定した事実

令和7年5月下旬、Aの携帯電話内に保存されていた画像を、BがAの了解を得ずに閲覧し、操作の様子を自身の携帯電話で動画撮影した。このとき、Aは「やめて」と拒否の意思を示していた。Bはその後も動画を保持したまま、7月上旬にAと顔を合わせた際、動画の存在を話題にしたうえで、Cに動画を送信した。Cはその動画を別の児童生徒にSNSで転送し、さらにEも動画を送信した。その後、AはDから動画に関する発言を受けたり、内容を揶揄される場面があった。また、Aは動画の送信をめぐってCと口論になった。さらに、BとAの間でも口論となった。

これらのやりとりの過程で、B・C・D・Eなど複数の児童生徒が動画の送受信に関与しており、Bが動画を保持した状態で複数回閲覧・送信したことが確認された。また、Aはその後の聞き取りにおいて、「消してほしい」と訴えていたにもかかわらず動画が残されていたこと、周囲からの視線や発言に不安を感じていたことを述べている。

#### 4 認定したいじめ

本件は以下の行為が「いじめ防止対策推進法」第2条に定める「いじめ」に該当すると認定した。

(1) 認定した主ないじめ

- ①Aが拒否したにもかかわらず、Bが携帯電話の操作の様子を動画撮影した行為 ②Bが動画を消去せず保持し、Aに対して「さらすぞ」などと発言して脅した行為 ③Aの同意を得ずに動画をB・C・D・Eが送信・拡散した行為 ④動画を閲覧したDが、Aに対して揶揄する発言を行った行為

#### 【総括】

いずれも他者がAの私的な情報を扱い、精神的苦痛を与えたものであり、羞恥心を強く喚起する内容が含まれていた。また、AとBとの間には力関係の非対称性が見られ、Aは「口ごたえできなかつた」「おどされているように感じた」と述べており、内心では強い恐怖とあきらめを抱いていたことを確認した。それぞれが単独でもいじめとして認定されうる行為であるとともに、これらが重層的に重なったことにより、Aの心理的被害を一層深刻なものとした。他者に知られたくないものを「晒される」ことへの恐怖、そしてその状況が自分ではコントロールできない中ですすむことへの不安は、極めて強い精神的負担であり、本件はいじめの中でも特に配慮を要する「重大事態」として位置付けられる。

#### 5 学校対応に関する検証結果

学校は、本件を認知した後、拡散防止と事実確認を優先して迅速に対応したものの、初期段階では「いじめ」としての視点が十分ではなく、Aの心情に寄り添う支援や保護者への十分な説明、心理的安全の確保が後手に回った。

また、十分な事実確認を経ないまま謝罪を早期に実施したため、Aおよび保護者には「本件についての対応がそれをもって打ち切られてしまうのではないか」という不安が残った。

さらに、保護者から求められた「対応と対策の文書化」については、学校側が情報拡散の懸念を理由に対応を見送り、意図のすり合わせが不十分なままAおよびその保護者に不信感を生じさせた。

これらのことから、以下3点が今後の改善課題として明らかとなった。

- ① 子どもの声を丁寧に聴き取る姿勢の欠如
- ② 学校から保護者への意思疎通不足
- ③ 「事実を確認する取り組み」と「Aが安心して学校で過ごすための取り組み」のバランスの欠如

#### 6 提言と再発防止に向けた取組

学校がAの心身の安全と学びの保障を最優先に、個別・継続的なケアと見守りを確実にを行うことを前提として、以下の通り提言する。

学校は「子どもがいて学校がある」という基本理念に立ち返り、子どもを主語とした学校全体での教育活動を点検し推進すること。いじめ対応においては、学校都合の判断ではなく、被害児童生徒と保護者の安心を最優先に考えること。教職員全体で「いじめの初期対応」「心理的ケア」「保護者・子ども理解」について共通理解を図る研修を実施すること。ICTやSNSをめぐるトラブルへの理解を深め、情報モラル教育と人権教育実践を一体的に進めること。